公印省略

１介第１１８４号

令和元年８月２８日

　各保険者介護保険担当課長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

（監査指導第一係）

（監査指導第二係）

　　　　令和元年度１０月１日の消費税増税に伴い介護報酬改定により変更

される重要事項説明書の取扱いについて

　令和元年度１０月1日の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定によって、介護事業所においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、今般の介護報酬改定は消費税率引上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたり、利用者又はその家族への説明及び同意については、厚生労働省より別添通知（平成２６年４月1日付介護保険最新情報VOｌ.３６６「平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」）と同様のとおり対応してよいとの回答がありました。今後厚生労働省より改めて通知が発出されるか未定のため情報提供いたします。

つきましては、貴所管の地域密着型サービス事業所への周知をお願いします。